

ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（子への学習支援）における 成果連動型業務委託受託候補者選定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（子への学習支援）における成果連動型業務委託」について、こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項第4号に基づき、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（審議事項）

第2条 要綱第9条第1項第4号に基づくこども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法及び評価基準の決定
 - ウ 提出要請内容の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 受託候補者の特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価が適正に行われたことの確認
 - イ プロポーザルの評価結果による受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

（実施の公表）

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案資格）

第4条 提案資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること
- (2) 学習支援についての活動実績があり、法人が持つノウハウやアイデアを活かした支援ができること
- (3) 横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録され、募集要項で指定する項目に該当すること
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- (5) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと

(参加表明手続)

第5条 提案書の提出を希望する者は、別途定める提案書作成要領に基づき、参加意向申出書(様式1)を提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第6条 契約事務受任者は前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者(以下「意向申出者」という。)について、第4条に規定する提案者の要件を満たす者であるかを確認する。

2 意向申出者のうち提案者の要件を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者とはしない。

(提案資格確認の通知)

第7条 意向申出者に対し、提案書作成要領において指定する日までに提案資格の結果を提案資格確認結果通知書(取扱要綱様式2)により通知するものとする。

2 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面によりその理由の説明を求められることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(提案書の内容)

第8条 提案書を提出する者(以下「提案者」という。)は提案書作成要領に則り定める様式により次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- (1) 提案者の概要・事業実績
- (2) 業務の実施方針
- (3) 業務の実施内容及び実施手法
- (4) 業務の実施体制

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の事業実績
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 業務実施内容及び実施手法の妥当性・実現性等
- (4) 業務実施体制の妥当性・実現性等

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 評価結果が同点の場合には、「業務実施内容及び実施手法の妥当性及び実現性」が最も優れた提案者とする。

5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者にすみやかに通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第10条 当該事業のプロポーザルの評価にあたっては、「ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(子への学習支援)における成果連動型業務委託に係るプロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)」を設置し、評価委員会は次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- | | |
|------|----------------|
| 委員長 | こども青少年局総務課長 |
| 副委員長 | こども青少年局企画調整課長 |
| 委員 | こども青少年局青少年育成課長 |
| | こども青少年局こども家庭課長 |
| | 政策局共創推進課長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果を委員会に報告するものとする。
 - 6 評価委員会の総務は、こども青少年局こども家庭課が行う。

(評価結果の審査)

- 第11条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。
- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認したうえで、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定する。

(特定の通知)

- 第12条 契約事務受任者は受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書（取扱要綱様式7）により通知するものとする。
- 2 非特定者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。
- なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。
- 3 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条第2項に規定している「政策局共創推進課長」について、令和6年4月以降は「政策経営局共創推進課長」と読み替えます。